

新規保険収載項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(平成30年11月30日付、保医発1130第3号及び5号、平成30年12月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：平成30年12月1日

◎ 新たに保険収載された検査項目

検 査 項 目 名	実 施 料
BRAF遺伝子検査	5000点
算 定 区 分	
区分番号「D006-4」 遺伝学的検査 【血液学的検査 125点】	

非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてBRAF遺伝子検査を実施する場合にあっては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものを準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。

※弊社受託未定